



長野県報

9月28日(木)
平成18年
(2006年)
第1799号

目 次

規則

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する等の規則（障害福祉チーム） 1

告示

生活保護法に基づく介護扶助のための居宅介護、介護予防、居宅介護支援計画の作成、介護予防支援計画の作成、
特定福祉用具販売又は特定介護予防福祉用具販売を担当する機関の指定（コモンズ福祉チーム） 2
介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定
(長寿福祉チーム) 12
福祉医療費給付事業補助金交付要綱（昭和46年長野県告示第168号）の一部改正（医療チーム） 13
解除予定保安林（2件）（森林づくりチーム） 13
障害者多数雇用事業者等からの物品等の調達等に関する要綱の一部改正（雇用・人財育成チーム） 13

公 告

一般競争入札（交通政策チーム） 14
特定非営利活動法人の設立の認証申請（2件）（NPO推進チーム） 14
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（2件）（NPO推進チーム） 15
特定調達契約に係る落札者の決定（情報政策チーム） 15
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧（産業政策チーム） 16
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧（産業政策チーム） 16
開発行為に関する工事の完了（5件）（建築まちづくりチーム） 16
一般競争入札（道路チーム） 17
銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会（生活安全企画課） 18

正誤（生活排水対策チーム） 19

規則

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する等の規則を
ここに公布します。

平成18年9月28日

長野県知事 村井 仁

長野県規則第50号

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する等の規則

（身体障害者福祉法施行細則の一部改正）

第1条 身体障害者福祉法施行細則（昭和35年長野県規則第34号）
の一部を次のように改正する。

第8条から第10条までを削る。

第11条の見出しを「（書類の経由）」に改め、同条第1項中「第
3条及び次項に規定するものを除くほか、」を削り、同項に次の
ただし書きを加える。

ただし、第3条に規定する身体障害者指定医同意書その他知
事が別に定める書類については、この限りでない。

第11条第2項及び第3項を削り、同条を第8条とする。

様式第6号から様式第8号までを削る。

（知的障害者福祉法施行細則の廃止）

第2条 知的障害者福祉法施行細則（昭和37年長野県規則第4号）
は、廃止する。

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

障害福祉チーム